

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	8		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	財形住宅貯蓄制度の対象住宅の要件に係る所要の措置		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）に基づく、財形住宅貯蓄制度において、利子非課税の税制措置を適用される預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得できる住宅に関しては、住宅ローン控除の要件を踏まえ、床面積、経過年数等に係る要件が定められている。 （例：床面積に関する要件） ① 床面積 50 m²以上 ② 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が令和 5 年 12 月 31 日までに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認（以下「建築確認」という。）を受けたものであるときは、40 m²以上 ③ 勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、令和 7 年 12 月 31 日までに建築確認を受けたものであるときは、40 m²以上 ・特例措置の内容 住宅ローン控除要件の見直しの状況を踏まえ、当該要件に準拠している財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文	勤労者財産形成促進法第 6 条第 4 項 勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号）第 14 条第 2 項 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号）第 1 条の 14 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条		
減収見込額	[初年度]	— （ — ）	[平年度] — （ — ） (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、政策目的を達成するには、財形貯蓄制度の利用促進が効果的である。 (2) 施策の必要性 財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずることによって、勤労者が利子非課税の税制措置のメリットを最大限活用しながら取得できる住宅の範囲が広がり、財形貯蓄制度の利用促進による勤労者の生活の安定、国民経済の健全な発展に寄与することから、実施する必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 施策目標3－2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること				
		政策の達成目標	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。				
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	住宅ローン控除要件の見直しの状況を踏まえ、当該要件に準拠している財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずる。				
		同上の期間中の達成目標	—				
		政策目標の達成状況	○一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄及び勤労者財産形成持家融資の合計件数				
	有効性		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			目標値	6,884,982 件	6,507,350 件	6,156,328 件	5,766,496 件
			実績値	6,751,767 件	6,416,704 件	6,043,125 件	5,671,415 件
	相当性	要望の措置の適用見込み	—				
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	財形住宅貯蓄制度の対象住宅に係る要件について、税制上の所要の措置を講ずることは、財形住宅貯蓄制度を活用した勤労者の住宅取得を促進することで、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目標の実現に向けて有効な措置である。				
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。				
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
		要望の措置の妥当性	財形住宅貯蓄制度における対象住宅要件の拡充又は拡充措置の適用期限の延長を行うことにより、勤労者が住宅を取得しやすくなり、ひいては生活の安定が図られることが見込まれるため、妥当である。				

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	租税特別措置の適用実績（金額は財形住宅貯蓄の利用実績より推計） 令和3年度 55.4 万件 55 百万円 令和4年度 51.1 万件 51 百万円 令和5年度 46.1 万件 133 百万円 令和6年度 40.4 万件 222 百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	財形住宅貯蓄制度については、利子を非課税とする措置により、職域を通じた資産形成手段として多くの企業で活用され、資産形成を始める際の重要な選択肢となっており、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図るという政策目的の実現に向けて有効な措置となっている。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—（住宅ローン控除要件の見直しを踏まえて、順次対応を行っている。）